

～外貨関連～

中国人民銀行、 『非銀行決済機構監督管理条例实施细则』を公布 付加資本金、純資産対支払準備金日次残高の比率を明確化

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国人民銀行は、2024年7月26日付で『非銀行決済機構監督管理条例实施细则』¹（中国人民銀行令[2024]第4号、以下『实施细则』）を公布しました。『实施细则』は、同年5月1日に施行された『非銀行決済機構監督管理条例』（以下『条例』）の関連規定を詳細化した実務手引きとして、業務種類を細分化、業務展開地域の範囲に基づく各業務の付加資本金、第三者決済機関の設立・変更・業務終了に関する具体的な行政手続きを明確にしました。また、既存の第三者決済機関に対して、『实施细则』における資格要件を満たすための移行期間を設けました。『实施细则』の施行により、『非金融機関決済サービス管理弁法』（中国人民銀行令[2020]第2号）、『非金融機関決済サービス管理弁法实施细则』（中国人民銀行公告[2010]第17号）は失効となります。『实施细则』の主な内容は以下の通りです。

- 決済業務規則を明確化
チャージ口座運営業務と決済取引処理業務をそれぞれⅠ類、Ⅱ類に細分化、新旧分類の対応関係を明確化
 - 各業務の最低付加資本金を明確化
『条例』の最低資本金1億元をベースに、業務地域範囲に基づき各業務の最低付加資本金を明確化。同時にチャージ口座運営業務と決済取引処理業務に従事する場合の付加資本金は、業務種類と業務地域範囲に基づき合算
 - 純資産最低限度額を支払準備金日次残高と連動
支払準備金日次残高をベースに、純資産の最低限度額を算出
 - 行政手続きを明確化
第三者決済機関の設立、変更及び廃業などの行政許可事項について、申請条件及び提出資料などを詳細化、当局の審査・許認可プロセス及び時限を明確化
- 詳細については、次頁をご参照ください。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。 <http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/5414094/index.html>

業務種類をより細分化

『条例』では前払金を受け入れるか否かに基づき決済業務の分類を従来の3種（インターネット決済、プリペイドカードの発行及び受理、銀行カードのアクワイアリング）からチャージ口座運営業務、決済取引処理業務の2種に調整しました。『実施細則』第55条では、前述の2種業務をさらにそれぞれⅠ類、Ⅱ類に細分化し、かつ旧法で定められた分類との対応関係を明確にしました。また、新旧分類方式の円滑な移行を考慮し、各業務に対する新しい監督管理規則を定めておらず、当面、旧分類（プリペイドカード²、インターネット決済³、銀行カードのアクワイアリング⁴等）に対する現行の関連監督管理規則の適用を決定しました。

【図表1】新旧分類の対応関係

新分類	サブ分類	旧分類
チャージ口座 運営業務	Ⅰ類	✓インターネット決済 ✓インターネット決済と携帯電話決済（固定電話決済、デジタルテレビ決済）
	Ⅱ類	✓プリペイドカードの発行及び受理 ✓プリペイドカードの受理
決済取引 処理業務	Ⅰ類	銀行カードのアクワイアリング
	Ⅱ類	インターネット決済を展開せず、携帯電話決済、固定電話決済、デジタルテレビ決済のみ展開

（『実施細則』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

最低登録資本金を明確化

第三者決済機関の最低登録資本金、主要株主、上級管理職などの資格要件をより詳しく定めました。

➤ 業務展開地域に基づき各業務の付加資本金を明確化

最低登録資本金について、第8条では、『条例』の1億元をベースに、業務の展開地域範囲及び業務種類に基づき追加金額を定め、旧法（全国で業務展開の場合1億元、省・自治区・直轄市内で展開の場合3000万元）よりハードルを引き上げました。

チャージ口座運営業務と決済取引処理業務を共に展開する場合、最低登録資本金は図表2の通り合算するとします。即ち、全国範囲で上記2業務を展開する場合、最低登録資本金は4億元が必要です。中小決済機関にとって、地域を跨ぐ業務展開のハードルは高まり、業界の集中度の上昇が予想されます。

また、システム上重要な第三者決済機関に対する管理方法は、中国人民銀行が業務規模などに基づき別途追加要件を策定するとします。業界大手がすでに増資などいち早く動き出しました。

² 『決済機関プリペイドカード業務管理弁法』（人民銀行公告[2012]第12号）

³ 『非銀行決済機関ネットワーク決済業務管理弁法』（人民銀行公告[2015]第43号）

⁴ 『銀行カードのアクワイアリング管理弁法』（人民銀行公告[2013]第9号）

【図表2】業務地域範囲に基づく各業務の最低登録資本金

業務種類	業務の展開状況	ベース資本金	追加資本金	最低登録資本金
チャージ 口座運営 業務	I 類	当該業務のみ従事	1 億元	2 億元
	II 類	住所が所在する省・自治区・直轄市の みで業務展開	0 元	1 億元
		住所所在地以外の地域で業務展開	1 省・自治区・直轄市 あたり 500 万元	1 億元 + 500 万元 * 省・ 自治区・直轄市数
		20 以上の省・自治区・直轄市で展開	1 億元	2 億元
	当該業務のみ従事（オンラインでの 実名決済口座のチャージ業務限定、 もしくは経営地域範囲でのプリペイ ドカードの受理業務限定）	1 億元	0	1 億元
決済取引 処理業務	I 類	住所が所在する省・自治区・直轄市の みで業務展開	0	1 億元
		住所所在地以外の地域で業務展開	1 省・自治区・直轄 市あたり 500 万元	1 億元 + 500 万元 * 省・ 自治区・直轄市数
	20 以上の省・自治区・直轄市で展開	1 億元	2 億元	
	II 類	当該業務のみ従事	0	1 億元

（『実施細則』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

➤ 上級管理職に対する資格要件を厳格化

人民銀行は、就任予定の上級管理職に対して、元の勤務先での業務状況などを調査できるように新規で追加しました。さらにコンプライアンスの持続性、即ち、就任時及び在任期間において第4条で定められた資格要件を常に満たすことも求めました。

行政手続きを明確化

第21条、第45条では、人民銀行の承認が必要な変更事項について、変更申請の取扱先、プロセス、手続き期限などを明確にした上、一部変更事項の承認権限を、人民銀行本店から支店へ委譲することで、手続きの効率化が図られます。また、「董事、監事又は上級管理職の変更」の承認権限は、システム上重要な決済機関と非重要な決済機関によって異なるので、ご注意ください。

➤ 承認権限を人民銀行支店へ委譲

「社名又は登録資本金の変更」の承認権限は人民銀行支店に委譲されました。すなわち、人民銀行支店が受理、かつ承認します。他の変更事項は人民銀行支店が受理、本店が承認します。また、「董事、監事又は高級管理職の変更」について、システム上重要な決済機関の場合、承認権限は人民銀行本店にあり、非重要な決済機関の場合、人民銀行支店が承認します。

【図表3】 変更事項の取扱先及び手続時限

非システム上重要な決済機関	変更事項	システム上重要な決済機関
人民銀行支店が受理、初歩審査完了後、本店へ提出 本店が支店の申請受理日から3カ月以内に承認するか否かを決定	主要株主又は実質的支配者の変更	人民銀行支店が受理、初歩審査完了後、本店へ提出 本店が支店の申請受理日から3カ月以内に承認するか否かを決定
	合併又は分割	
	省・自治区・直轄市を跨いだ住所の変更	
人民銀行支店が申請受理日から3カ月以内に承認するか否かを決定	業務種類又は経営地域の変更	人民銀行支店が申請受理日から1カ月以内に承認するか否かを決定
	董事、監事又は上級管理職の変更	
人民銀行支店が申請受理日から1カ月以内に承認するか否かを決定	社名又は登録資本の変更	

(『実施細則』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

➤ 申請資料を詳細化

設立申請の際、提出が必要な主要株主、実質的支配者、上級管理職の関連資料を図表4の通り詳細化しました。主要株主の場合、信用状況が良好であることを証明できる資料や、出資資金の出所に関する説明資料、持分の安定性及び資本補充に関する承諾書などを新規追加しました。

【図表4】 設立申請際の提出必要の主要株主、実質的支配者、上級管理職の資料

項目	内容
共通内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 営業許可証(副本)の写し(主要株主、実質的支配者のみ)、または有効な身分証明書の写し、個人履歴書 ✓ 財務状況及び出資状況(出資者の資金出所の説明を含む)の説明資料、直近2年間の会計士事務所監査済の財務報告書又は個人の財務状況の説明(主要株主、実質的支配者のみ) ✓ 重大な法律・法規違反の行為なしの資料。直近3年間に重大な法律・法規違反の記録なしの承諾書、及び重大な法律・法規違反の疑義による調査中又は是正措置期間中でないことを説明できる関連資料を含む ✓ 信用状況が良好である資料。企業又は個人の信用調査報告書、及び信用記録が良好であることを説明できるその他の関連資料を含む
主要株主	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請人の株主関連関係の説明資料、及び持分構造と支配構造図 ✓ 持分安定性及び資本補充に関する承諾書。主要株主が3年以内に変更しないことの承諾書、非銀行決済機関にリスクが発生、その正常な運営に影響を及ぼし、ユーザーの合法的権益を損なう場合、主要株主が資本補充を承諾するものを含む。 ✓ 主要株主が金融機関である場合、金融業務許可証の写し、投資許可の承認文書又はその他の関連資料
実質的支配者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請人の実質的支配権と支配関係の説明資料 ✓ 持分安定性に関する承諾書。実質的支配者が3年以内に変更しないことの承諾書を含む。 ✓ 実質的支配者が自然人である場合、実質的支配する会社の直近2年間の経営状況の説明資料、直近2年間の会計士事務所監査済の財務報告書
上級管理職	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上級管理職の学歴証明書の写し ✓ 個人承諾書。本人(及び配偶者)に多額の負債があるか否かについての説明、かつ本人の誠実性と公正な職務遂行、反マネーロンダリング及び反テロ資金供与義務の履行等について承諾書を含む。兼業に関わる場合、兼業状況の説明と「関連職責を効率的に遂行するための十分な時間とエネルギーを確保すること」についての承諾書

(『実施細則』などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

➤ 変更事項の申請条件及び提出資料を明確化

変更事項の申請条件及び提出資料については、『決済機関の変更事項の監督管理の規範化に関する作業についての通知』（銀弁発[2013]5号）などにおける関連内容を『実施細則』に整合した上、各資料の記載内容までを詳しく説明しています。尚、各変更事項の提出資料は図表5の通りです。

【図表5】変更申請に係る申請条件及び申請資料

項目	内容
共通 内容	<p>【共通申請条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直近3年間に重大な法律・規定違反の記録がないこと ✓ 信用記録が良好であること ✓ 支払準備金管理メカニズムが健全かつ有効であること ✓ 変更後の要件が『条例』と『実施細則』の関連規定に合致すること
	<p>【共通申請資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面申請（申請者の基本状況、変更原因、変更案等を明記） ✓ 申請者の資料 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 営業許可証（副本）の写しと支払業務許可証の写し ◇ 重大な法律・法規違反行為無しの資料 ◇ 誠実で信用状況が良好な資料 ◇ 支払準備金の安全に関する承諾書 ◇ 会社のコンプライアンス経営状況の説明 ✓ 株主会又はその他の決定権を有する機構が変更を承認する決議文書 ✓ 申請資料の真実性に関する声明
合併/分割 申請	<p>【個別申請条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 合併または分割後の持分構造が安定し、3年以内に主要株主または実質的支配者を変更しないことを承諾すること ✓ 顧客の合法的な権益の保障、決済業務の連続性に関する方案と措置を有すること
	<p>【個別申請資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国有企業、国家支配企業又は上場企業で、国有資産の譲渡又は上場会社の資産取引に係る変更の場合、関連監督管理部門の認可又は届出文書 ✓ 合併予定主体/支払業務許可証を保有予定主体の資格・コンプライアンス状況に関する資料 ✓ 持分安定性に関する承諾書 ✓ 合併案及び公告/分割案及び公告 ✓ 出資者の資金出所の説明（合併の場合） ✓ 合併予定主体の主要株主と合併先の主要株主との関連関係の説明、及び合併予定主体の各株主間の関連関係の説明（合併の場合） ✓ 支払業務許可証を保有する予定主体の各株主間の関連関係の説明（分割の場合） ✓ 合併協議書の写し、価格の合理性に関する説明と第三者による資産評価報告等（合併の場合） ✓ 合併先の決済業務廃業案（合併の場合） ✓ 分割協議書の写し、財産、債務分割手配の合理性に関する説明と第三者による資産評価報告等（分割の場合）
省・自治 区・直轄 市を跨ぐ 住所変更	<p>【個別申請条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可された経営地域範囲は変更後の住所所在地をカバーすること
	<p>【個別申請資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更予定後の住所及び決済業務施設のコンプライアンス関連資料

（『実施細則』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 5】 変更申請に係る申請条件及び申請資料（続き）

項目	内容
主要株主/ 実質的支 社者の変 更申請	【個別申請条件】 ✓ 元の主要株主/実質的支配者の持分保有期間または実質的支配期間が3年に達したこと ✓ 変更後の主要株主/実質的支配者が会社である場合、安定した利益の源泉又は良好な持続可能な発展能力を有すること
	【個別申請資料】 ✓ 国有企業、国家支配企業又は上場企業で、国有資産の譲渡又は上場会社の資産取引に係る変更の場合、関連監督管理部門の認可又は届出文書 ✓ 変更予定後の主要株主又は実質的支配者の関連資料 ✓ 出資又は持分譲渡協議書の写し、価格の合理性に関する説明と第三者による資産評価報告等
業務種類/ 経営地域 の縮小	【個別申請条件】 顧客の合法的な権益の保障、決済業務の連続性に関する方案と措置を有すること
	【個別申請資料】 ✓ 調整案と公告 ✓ 業務引継に関わる場合、各関係者が締結した引継協議書、決済業務の情報引渡協議書又は顧客身分情報及び取引記録の引渡協議書の写し、引継者との関連関係の説明等。引継者が非銀行決済機関の場合、支払準備金の安全に関する引継ぎ者の承諾書
その他	【業務種類の増加または経営範囲の拡大申請】 『実施細則』の第2章「設立、変更及び終止」の第1節「設立」をご参照ください 【董事、監事または上級管理職の変更申請】 申請条件について、共通部分をご参照ください。個別申請資料として、変更予定後の董事、監事又は上級管理職の資格のコンプライアンス状況に関する資料 【社名変更申請】 申請条件及び申請資料について、共通部分をご参照ください 【資本金変更申請】 申請条件について、共通部分をご参照ください。個別申請資料として、増資の場合資金源に関する説明

（『実施細則』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

純資産最低限度額を支払準備金と連動

純資産の最低限度額について、支払準備金日次平均残高をベースに、超過分の逆進法を採用します。図表6の通り、各金額範囲にそれぞれの加重係数を掛け、これらの合計により純資産の最低限度額を算出します。

【図表 6】 支払準備日次平均残高と加重係数

支払準備金日次平均残高の金額範囲	加重係数
支払準備金日次平均残高 ≤ 500 億元の部分	5%
500 億元 < 支払準備金日次平均残高 ≤ 2000 億元の部分	4%
2000 億元 < 支払準備金日次平均残高 ≤ 5000 億元の部分	3%
5000 億元 < 支払準備金日次平均残高 ≤ 10000 億元の部分	2%
支払準備金日次平均残高 > 10000 億元の部分	1%

（『実施細則』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

移行期間を設け

既存の第三者決済機関に対し、移行期間を設けました。移行期間満了前に『条例』『実施細則』における設立条件及び純資産対支払準備金日次平均残高の比率を満たさなければならないとします。

移行期間は、『実施細則』の施行日から支払業務許可証の有効期限の期日までとし、その期間が12ヵ月未満の場合、12ヵ月として計算します。人民銀行によると、17社の支払業務許可証はそれぞれ2024年7月9日、2025年3月25日に期限切りを迎えるため、こられの企業を配慮し、12ヵ月の移行期間を設けました。更新後の許可証に有効期限は設けておりません。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者 : 中国アドバイザー一部 経

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1183)

E-mail : hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。